

# 令和3年業種別死亡災害発生状況 (確定)

千葉労働局

		平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和2年 確定	令和3年 確定	対同期 増減	増減率 %
製 造 業	食料品製造業		2			1	1		-1	-100.0
	繊維・繊維製品製造業									
	木材・木製品・家具製造業									
	紙製造・印刷製本業					1	1		-1	-100.0
	化学工業	1	1		1	1	1		-1	-100.0
	窯業・土石製品製造業		1	3	2	1	1		-1	-100.0
	鉄鋼・非鉄金属製造業	3		1		1	1		-1	-100.0
	金属製品製造業	3		1		1	1	2	1	100.0
	一般機械器具製造業		2			1	1	1		
	電気機械器具製造業									
	輸送用機械器具製造業			1						
	電気・ガス・水道業									
	その他の製造業		2	4		1	1		-1	-100.0
	小計		7	8	10	3	8	3	-5	-62.5
鉱業			1		1					
建 設 業	土木工事業	3	4	3	1	4	4	3	-1	-25.0
	建築工事業 (木造家屋建設業 / 内数)	3	4	4	7	4	4	2	-2	-50.0
	その他の建設業	6	2	3	4	4	4		-4	-100.0
	小計	12	10	10	12	12	12	5	-7	-58.3
運 取 扱 貨 物 業	運輸交通業		2		1					
	陸上貨物運送業	6	7	4	6	3	3	2	-1	-33.3
	港湾荷役業	1						2	2	
小計	7	9	4	7	3	3	4	1	33.3	
林業										
漁業										
そ の 他 の 事 業	卸売業		1					2	2	
	小売業	2	3	1	3	2	2		-2	
	医療保健業					1	1	1		
	旅館業									
	飲食店		1							
	ゴルフ場の事業		1		1	1	1		-1	-100.0
	清掃・と畜業 (ビルメンテナンス業 / 内数)	1	2	2	2	3	3	1	-2	-66.7
	上記以外の事業	(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)		
	小計	7	7	1	7	1	1	5	4	400.0
計	10	15	4	13	8	8	9	1	12.5	
計	36	43	28	36	31	31	21	-10	-32.3	

1. 毎年の確定は翌年3月末日(年度末)とする。  
【令和3年分は令和4年3月31日をもって確定とする】
2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業および陸上貨物取扱業を含む。